



事務連絡
平成31年4月26日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区
地方厚生(支)局 } 衛生主管部(局)御中

厚生労働省医政局研究開発振興課

再生医療等提供計画等の記載要領等の改訂について

再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成25年法律第85号)による再生医療等提供計画等の記載に係る留意事項等については、「再生医療等提供計画等の記載要領等について」(平成26年11月21日付厚生労働省医政局研究開発振興課事務連絡(最終改正:平成31年1月31日)。以下「事務連絡」という。)によりお示ししているところですが、今般、再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則及び臨床研究法施行規則の一部を改正する省令(平成30年厚生労働省令第140号)が平成30年11月30日付けで公布され、平成31年4月1日から施行されたことに伴い、事務連絡の別紙1(再生医療等提供計画(様式第1及び様式第1の2)の記載要領等について)、別紙4(再生医療等提供基準チェックリスト)を別添のとおり改訂し、別紙5(再生医療等提供基準チェックリスト補足資料)を平成31年3月31日付けをもって廃止することとしました。

つきましては、貴管下医療機関及び関係機関等に対し、周知徹底をお願いいたします。